



ちばこくほマスコット
キャラクター
「ちーこちゃん」

「ちば国保月間」とは、県内の国民健康保険被保険者へ制度の啓発や国民健康保険税の納付意識を高めるための月間です。

●特別な事情もなく国民健康保険税を滞納すると

- ・督促を受けたり、延滞金が加算されたりします。
- ・有効期間の短い被保険者証が交付されます。
- ・納期限から1年を過ぎても未納の場合は、被保険者証を返還させ、資格証明書が交付されます。この場合、医療費はいったん全額自己負担となります。

※やむを得ない事情で納付が困難な場合は、税務課で相談を受け付けていますので、

そのままにせず、お早めにご相談ください。

●非自発的失業者の国民健康保険税の軽減

- ・倒産、解雇、雇止めによる離職など、非自発的な理由で失業し、ハローワークで雇用保険の受給手続きをした65歳未満の方は、申請により国民健康保険税が軽減される場合があります。
- ・申請手続きに必要なものは雇用保険受給資格者証または国民健康保険被保険者証

●医療費の一部負担金の減免・徴収猶予制度

- ・災害など特別な事情により生活が一時的に厳しくなり、医療費の一部負担金(自己負担分)の支払いが困難な場合は、申請により減額や免除、または支払いを一定期間猶予できる場合があります。詳しくは、住民課へお問合わせください。

●ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品は、新

薬と同じ主成分で製造され、開発にかかる費用も少なく安価な医薬品です。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師、歯科医師、薬剤師に相談しましょう。

●マイナンバーカードが健康保険証として利用できません

マイナンバーカードを保険証として利用すると、限度額認定証がなくても限度額を超える支払いが自動的に免除されるなどのメリットがあります。マイナンバーカードを健康保険証として利用するには事前にマイナポータルでの登録手続きが必要です。詳しくは住民課へお問合わせください。

【申請】

- ・国民健康保険制度のこと
- ・住民課国保年金班 ☎(84)1214
- ・国民健康保険税のこと
- ・税務課収納対策班 ☎(84)1212
- ・マイナンバー制度のこと
- ・住民課住民班 ☎(84)1214

柔道整復師(整骨院・接骨院)、はり・きゅう・マッサージの施術では被保険者証が使える場合があります

柔道整復師や鍼灸マッサージ師は、医師ではないため、施術には国民健康保険被保険者証が使える場合と使えない場合があります。

健康保険の適用が認められない場合は、全額自己負担となりますので、施術前にしっかりと確認しましょう。

また、町では医療費適正化を目的として、施術を受けられた方に、施術日や施術内容を確認するお電話をしたり、アンケートを送付したりすることがありますので、ご協力をお願いします。

問 住民課国保年金班 ☎(84)1214

	被保険者証が使える場合	被保険者証が使えない場合
柔道整復師による施術(整骨院・接骨院)	<ul style="list-style-type: none"> ・外傷性のねんざ、打撲(日常生活やスポーツでのねんざ等) ・医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術 ・応急処置で行う骨折、脱臼の施術(応急手当後の施術には医師の同意が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ・脳疾患後遺症等の慢性病 <p>《柔整・鍼灸等共通事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単なる疲労性や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労等 ・仕事や通勤途中での負傷(労災保険からの給付) ・症状の改善がみられない長期の施術 ・同一の負傷について同時期に病院で治療を受けた場合
鍼灸マッサージ師による施術	<ul style="list-style-type: none"> ・はり、きゅうで対象となる主な疾患(リウマチ、腰痛症、神経痛、五十肩、<small>けいわん</small>頸腕症候群、<small>けいついねんざ</small>頸椎捻挫後遺症など) ・マッサージで対象となる主な疾患(関節拘縮、筋麻痺等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の同意がない場合